

## 【判例研究】

スポーツ事故（サッカー事故）と違法性阻却の成否  
東京地裁平成28年12月26日判決  
〈平成27年（ワ）13602号、損害賠償請求事件〉  
判例時報2392号29頁

中京大学法務総合教育研究機構 教授

奥野久雄

## 序

（１）民法709条の規定は、不法行為の成立要件として「他人の権利又は法律上保護される利益」の侵害を必要としている。この要件については、これを不法行為の成立要件としての「違法性」を表わしているものと解されている。もっとも、一方、不法行為の成立要件としての過失が結果回避義務違反として客観的に解され、他方、違法性の判断に侵害行為の態様が考慮されることになると、両者の区別があいまいになり、今日では、不法行為の成否を判定するうえで、違法性の機能をどのように評価すべきかが問われているのである。<sup>(1)</sup>

（２）後に検討する、学校スポーツ事故では、指導・監督者の過失が予見可能性を前提とした結果回避義務違反と構成されるが、本件の行為（サッカーの社会人リーグにおける選手同士の接触プレー）のようなスポーツ事故において、違法と評価される行為であっても、ある事情が加わることによって違法でないと判定されることもありうる。そこで、本判決は、サッカー競技中の接触事故について、本件行為の違法性が阻却されるべきかが問題とされる。そこで、本稿では、本判決の提起するそのような問題を取り上げ、これを若干検討をしたいと思う。

## 一 事実

Xは、社会人リーグに属するAチームの選手であり、Y<sub>1</sub>は、同リーグに属するBチームの選手であって、Y<sub>2</sub>はその代表者である。AチームとBチームは、平成24年6月9日、サッカー場で対戦し、X、Y<sub>1</sub>は、それぞれのチームの選手として出場した。試合の後半、Aチームの選手が自陣の右サイド奥から右サイド前方に向かってボールを蹴り出し、Xは、そのボールを右太腿でトラップして手前に落とし、左足で蹴ろうとしたところ、そこに走り込んで来たY<sub>1</sub>が伸ばした左足の裏側と、Xの左脛部とが接触した。（本件行為）

このプレーによりXが倒れたため、試合は一時中断され、XはK<sub>1</sub>病院に救急搬送された。（以下、

Y<sub>1</sub>の上記プレーを「本件行為」と、上記接触事故を「本件事故」という。)本件行為については、審判によるファウル判定、警告等を行われなかった。

本件事故により、Xは、左下腿脛骨及び左下腿腓骨骨折の障害を負った。Xは、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対して共同不法行為に基づき治療費・交通費(36万円)、慰謝料(500万円)、休業損害・逸失利益(100万円)、訴訟準備費用、弁護士費用の合計689万854円の損害賠償を請求した。

本件事故の状況は、こうである。すなわち、Xは、Bが2点先行している状況下で、後半の途中から出場した。本件事故の直前、Bの選手がA陣内でフリーキックを行い、キーパーが弾いたこぼれ球を、Aの選手が、自陣右サイド奥から自陣の右サイド前方へと蹴り出した。その時点で、A陣内でフリーキックが行われたために両チームのほとんどの選手がA陣内にいたことから、Aの選手がボールを保持した場合には、カウンター攻撃を狙ってB陣内に攻め込もうという戦況にあった。自陣前方中央付近にいたXは、右サイドに移動してボールに追いついて右太腿でボールをトラップし、自身の体よりも1メートルほど前方にボールを落とすと、バウンドして膝の辺りの高さまで浮いたボールを左足で蹴ろうとして、軸足である右足を横向きにして踏み込み、左足を振り上げた。

他方、Y<sub>1</sub>は、カウンター攻撃を阻むべく、Xの方に走り込んでくると、その勢を維持したまま、左膝を真っ直ぐに伸ばし、膝の辺りの高さまでつま先を振り上げるように突き出して、足の裏側をXの下腿部の方に向ける体勢になった。ボールはXの左足が触れるよりもわずかに早くY<sub>1</sub>の左側面付近に当たってはじき出されたものの、上記のとおり、Y<sub>1</sub>が左足の裏側をXの下腿部の方に向けて突き出していたため、振り上げたXの左脛部がちょうどY<sub>1</sub>が伸ばした左足の裏側に入り込む位置関係になり、Xはその左脛部でY<sub>1</sub>の左足のスパイクシューズの裏側を勢いよく蹴り上げ、反対に、Y<sub>1</sub>はその左足のスパイクシューズの裏側でXの左脛部を下方に向けて勢いよく蹴りつけることになった。その結果、Xが左脛部に装着していたレガースが割れて脛骨及び腓骨が折れ、Xの左脛部がつま先側に湾曲するほどの力が加わった。本件事故によりXはその場に倒れ込み、試合は一時中断されたが、本件行為に対して審判によるファウル判定、警告及び退場処分はなく、Xがフィールド外に運び出されると、ドロップボール(競技規則のどこにも規定されていない理由によって一時的にプレーを再開する方法)により試合が再開された。

ボールはXの前方1メートルほど離れた位置に落下しており、必ずしもXがボールをコントロールしていたといえる状況にはないし、ミートはしていないながらもY<sub>1</sub>がボールに触れて弾き出していることに加えて、審判がファウルの判定すらしていないことなどから客観的に考察すれば、Y<sub>1</sub>がボールに対して挑んだのではなく、故意にXの左足を狙って本件行為に及んだとまで判定することはできない。

ところで、サッカー競技規則(国際サッカー評議会が毎年制定し、国際サッカー連盟(FIFA)、又は同連盟に加盟する大陸連盟及び同連盟に加盟する協会下で行われるサッカー競技すべてに運用する規則)12条においては、ファウルと不正行為について、以下のとおり定められている。すなわち、①競技者が、不用意に、無謀に、又は過剰な力で、相手競技者を蹴り、若しくは蹴ろうとする、相手競技者に飛びかかる、相手競技者をチャージするなどしたと主審が判断した場合、直接フリーキックが相手チームに与えられる、②競技者が、著しく不正なファウルプレーや乱暴な行為をした

場合は、懲戒の罰則として、退場を命じられる。

Y<sub>1</sub>による本件行為には、本件事故時点において主審によりファウルプレーや反則行為との判定はされていないことから、これを当時に遡って競技規則に違反する行為であったということはできない。Xも本人尋問において述べているように、本件事故時のようなプレーの局面で、Y<sub>1</sub>の立場に置かれた選手が足を出してボールに触れようとする事自体は、相手選手にかわされる危険を伴うために戦術として不利になりうることはあっても、これが競技規則上想定されていない行為とまでいうことはできない。

しかしながら、Y<sub>1</sub>は、Xがボールを蹴るために足を振り上げるであろうことを認識、予見していたにも関わらず、走ってきた勢いを維持しながら、膝の辺りの高さまで左足を振り上げるようにして、左足の裏側を原告の下腿部の位置する方に向ける行為に及んでおり、このような行為がXに傷害を負わせる危険性の高い行為であることに疑いはない。左下腿脛骨及び腓骨の骨折という重篤な結果が生じていることからしても、Y<sub>1</sub>の本件行為は、Xが足を振り上げる力の方向とは反対方向に相当強い力を加えるものであると推察される。

そうすると、そもそも本件行為のような態様で強引にボールに挑む必要があったのか否か甚だ疑問であって、競技規則12条に規定されている反則行為のうち、不用意、すなわち注意、配慮又は慎重さを欠いた状態で相手方競技者を蹴る行為であるとか、相手競技者に飛びかかる行為であると判定され、あるいは著しく不正なファウルプレー、すなわちボールに挑むときに相手方競技者に対して過剰な力を加えたものであると判定され、退場処分が科せられるということも考えられる行為であったと評価できる。

そして、Xは、左下腿脛骨及び腓骨という下腿部の枢要部分を骨折した上に、入院手術及びその後長期間にわたるリハビリ通院を要するほどの傷害を負っているものであり、相手競技者と足が接触することによって、打撲や擦過傷などを負うことは通常でありえても、骨折により入院手術を余儀なくされるような傷害を負うことは、常識的に考えて、競技中に通常生じうる傷害結果とは到底認められないものである。

Y<sub>1</sub>は、不用意にも足の裏側をXに対して突き出すような体勢で挑んだためにXに傷害を負わせているのであって、故意までは認められないとしても、Y<sub>1</sub>の過失は軽過失にとどまるものとはいえない。

## 二 判旨

### 1 Y<sub>1</sub>の故意または過失の有無

「Y<sub>1</sub>がXのところまで走り込んでいった時点では、Xが先にボールに追いついてトラップし、次の動作に入ろうとしている状況にあった上に、……Xが右足を振り上げる動作と、Y<sub>1</sub>が左足を伸ばす動作とがほぼ同時に開始されていることからすると、Y<sub>1</sub>は、トラップして手前に落ちたボールをXが蹴り出そうと足を振り上げることは当然認識、予見していたはずである。

それにもかかわらず、Y<sub>1</sub>は、走り込んで来た勢いを維持しながら、膝の辺りの高さまでつま先を振り上げるようにして、足の裏側をXの下腿部の位置する方に向けて突出しているものであって、そ

のような行為に及べば、具体的な接触部位や傷害の程度についてはともかく、スパイクシューズを履いている自身の足の裏が、ボールを蹴ろうとするXの左足に接触し、Xに何らかの傷害を負わせることは十分に予見できたというべきである。

そうであれば、無理をして足を出すべきかどうかを見計らい、Xとの接触を回避することも十分可能であったというべきであって、少なくともY<sub>1</sub>に過失があったことは明らかである。

本件行為の態様からすれば、Y<sub>1</sub>は、カウンター攻撃を阻む意図のもと、足が届かない可能性を承知の上で、半ば強引にボールに挑んだとの評価を免れない。」

## 2 本件行為の違法性が阻却されるか

「被告ら（Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>）は、サッカーは競技者同士の身体的接触による危険を包含しており、競技中に被害者が受傷した場合であっても、加害者に故意又は重大な過失によりルールに反したと認められるような特段の事情がない限り、被害者も当該危険を受忍したものと見え、違法性を欠くと主張する。

確かに、サッカーは、ボールを蹴るなどして相手陣内まで運び、相手ゴールを奪った得点数を競うという競技であるから、試合中に、相手チームの選手との間で足を使ってボールを取り合うプレーも想定されているのであり、スパイクシューズを履いた足同士が接触し、これにより負傷する危険性が内在するものである。

そうであれば、サッカーの試合に出場する者は、このような危険を一定程度は引き受けた上で試合に出場しているといえることができるから、たとえ故意又は過失により相手チームの選手に負傷させる行為をしたとしても、そのような行為は、社会的相当性の範囲内の行為として違法性が否定される余地があるというべきである。

そして、社会的相当性の範囲内の行為か否かについては、当該加害行為の態様、方法が競技規則に照らして相当なものであったかどうかという点のみならず、競技において通常生じうる負傷の範囲にとどまるものであるかどうか、加害者の過失の程度などの諸要素を総合的に考慮して判断すべきである。」（Y<sub>1</sub>の本件行為は、社会的相当性の範囲を超える行為であって、違法性は阻却されないといえるべきである、とする。）

## 三 研究

（1）本件のような社会人スポーツ事故、とりわけサッカー競技中の接触事故についての裁判例は、<sup>(2)</sup>この後に言い渡され判例集に登載された下級審判決が1件見受けられるだけである。そのほかは学校スポーツ事故としてのサッカー事故が散見されるのみである。そこでは、不法行為責任の成否が過失判定によって決せられている。スポーツ参加者が競技を競うあまり不注意が原因で事故が生じるからであろう。そして、また、不法行為の理論上の問題もその要因に挙げられる。そうは言っても、本件のようにサッカー競技中の接触による生命・身体の侵害自体を、違法性の問題として議論することもありうる。<sup>(5)</sup>スポーツという行為の態様、当該行為に際してのプレー状況を総合評価して、違法性の存否を判断して責任を決めようとするためであろう。

(2) そこで、サッカーの競技中の接触事故についての裁判例を若干検討することにしよう。〔1〕小学校5年生の体育授業におけるサッカー競技中、他の生徒が蹴ったボールが左眼に当たって失明した事故にかんする裁判例（大分地判昭和60・5・13判時1185号102頁）、〔2〕中学2年生の体育授業としてのサッカーの試合中、選手の衝突により120日間の入院を要する外傷性硝膜炎等の傷害を負った事故にかんする裁判例（浦和地判平成4・12・16判時1468号138頁）<sup>(6)</sup>等がある。

〔1〕は、相手陣ゴールポスト付近にいたFが、「自陣営に転ってきたボールを敵陣に向かって夢中で蹴り返したのが、偶然、追っかけてきたXの顔面に当たったというのが実情である。サッカーゲームは、相手方ゴールポストに向けてボールを蹴ることがゲームの基本的な事柄であるから、ボールを蹴り返すことも絶えず反復されるプレーであり、この場合ボールのコントロールが悪く、そこに駆け寄った相手方児童にボールが当ることもよく起り易い事態である。すなわち、このようにして蹴られたボールが他の児童に当る事態（これを危険といて差しつかえないが）を当然予測しながら、なおサッカーが児童の体育授業として肯認されているもので、この程度の危険（児童の体育といても、すべてがなにがしかの危険の存在は避け難く、安全性が完全に保障されているわけではなく、事故の発生を完全に防止できるとは限らない）の存在が、体育授業に参加する児童に危険予知やその回避能力を養成し社会生活上必要なものを体得するという児童の体育授業の意義や効用に寄与するものというべきである。従って、このような程度の危険が存するからといて、ボールを蹴返すことを禁ずるとすれば、サッカー・ゲームは成り立たないことが明らかである。……本件においては、このようにボールを蹴返したものであって、Fがとりたてて危険な蹴り方をしたものと断じ難い。不幸にしてXに重大な結果をもたらしたものの、その結果は決してXが禁ずべきと主張するような蹴り方に起因するものではない。」

#### 〈解説〉

本件は、サッカー競技中に生徒の1人が蹴ったサッカーボールがXの左眼に当たり失明した事故であり、指導・監督の教諭Aに危険防止についての過失がないとしてXの請求を棄却したものである。A教諭は、本件競技にあたってボールキックの方法を指導したうえで競技をはじめ、競技中も、競技の流れ、生徒の行動に注視しており、FがXの手前2メートルの位置からボールを蹴ったのがXに当たったものであり、この程度の危険性はサッカー・ゲームにはつきものであり、ゆえに、担当のA教諭には、本件競技についての生徒の安全確保につき過失はないとしたものである。

もっとも、本件事故によって生じた傷害は、片眼失明であり、競技において通常生じる傷害の範囲にとどまるものではない、といえよう。

〔2〕は、付近にはゴールポスト近くにいた競技者Oと、右ウイングの位置にいた競技者Xとがおり、それぞれボールをクリヤーし、あるいはシュートしようと、ボールめがけて勢いよく走り寄り、ともにその走ってきたスピードで、お互いに向き合う形のまま、ほぼ同時にボールを蹴り合った。XとOが走り寄った距離は、互いに数メートルずつであって、ボールを蹴り合った地点はBチームのペナルティエリア内に少し入った地点である。ボールを蹴った際の姿勢は、お互いに体を立てた

ままで、ともに右足の甲部で蹴ったものである。

本件事故は、その際に生じたもので、Oの右膝付近がXの腹部付近に当たったというものであるが、以上の経緯からすると、Oの膝がXの腹部に当たったのは、Oがボールを蹴り終った直後のことであると認められるし、また、転がってきたボールが高くバウンドしていたわけではないことからすれば、Oのこのプレーが足を腰の高さより上げたとか、Xをおびやかすほど近くで足を上げたものと認めることもできず、Oのプレーが特に危険なプレーと認めることはできないし、ルールに違反している事実はない。他方、Xのプレーについて、オフサイド、キーパーチャージ等のルール違反があったとも認められない。

「そもそもサッカーは、ボールが競技者の身体に強く当たるとか、選手同士が体を接触し合ったりすることを当然予定した激しいスポーツの1つであって、サッカーの試合は、競技者に対して常に一定の危険を伴っているものといえる。しかも、本件授業での試合の競技者は中学生であり、生徒は未だ心身とも発達過程にあって、個人差も大きく、多様であることからすると、正規の授業としてサッカーの試合をするについては、競技者に対する危険はより一層大きなものとならざるを得ないのであって、そのようなことからすると、サッカーの試合を行わせるにあたっては、基本的な技術の習得に努めさせるだけでなく、ルールの習得や危険なプレーの回避ということを徹底して、加えて、指導者が立ち会ってその都度、個別の指導を繰り返すなどして、生徒に無用の危険が及ぶことのないようにしなければならない。

これらのことを前提にしても、中学2年生の生徒らの心身発達が不十分で、多様であることからすると、担当の教諭Cが試合に立ち合わず、試合進行をほぼ生徒らに任せきりにし、審判、線審をつけるような指示しないことなどは、生徒らの安全を確保するについては不十分なものであり、担当の教諭Cには生徒らに対する安全配慮に欠けるところがあったと認められる。

そして、本件事故が起きるまでの経緯と、本件事故が起きた際の状況をみると、本件中学校では、既にサッカーの授業を重ねていて、授業としてもゲームを行うことができる段階に達しており、XとOはクラスの中でも平均以上の運動能力を持っていて、そのプレー自体は、1つのボールに向ってお互いが走り寄り、蹴り合うという、サッカーの試合の中できちんと行われているプレーにすぎず、そのプレーが行われた時のボールの位置、XとOのプレーする直前の姿勢、XとOの運動能力の均衡とをみても、XとOが行うプレーとして特に危険を感じるようなものではなく、事前にプレーを中断させるべき事態にあったとは認められない。

このような状況からすれば、担当教諭Cが本件試合に立ち会って指導し、審判をつとめるなどしていたとしても、XとOとが接触する以前に二人のプレーを中断させることは極めて困難であったという他はなく、本件事故を防ぐことはできなかったと認められる。

サッカーというスポーツ自体にある程度の危険が内在しているにもかかわらず、サッカーが中学校の体育授業の正課目として採用されているのは、その危険があることは承知のうえで、参加する生徒の危険予知やその回避能力を養成することによって、社会生活上必要なものを体得させることを期待しているわけである。本件事故は、そのようなサッカー自体に内在する危険が不可避免的に顕在化し、Xに少なからず重大な結果をもたらしたものであるという他はない。」(担当教諭Cの注意義務違

反と本件事故発生との間の相当因果関係を否定する)。

〈解説〉

X<sub>1</sub>のプレー自体は、サッカーの試合の中でごく普通におこなわれていたものであり、特に危険を感じさせるものではなく、事前にプレーを中断させるべき事態にあったとは言えない。担当教諭Cが立ち会っていたとしても、本件事故を未然に防ぐことは困難であったとし、担当教諭Cの注意義務違反と本件事故の発生との間の相当因果関係を否定した。

担当教諭Cの過失は認められたが、本件事故との因果関係を否定し、不法行為責任を認めなかった。生徒は、競技者としてサッカーというスポーツの危険を承知のうえ参加しており、本件事故は、サッカーに内在する危険がXに少なからず重大な結果(120日間の入院を要する外傷性膝膜炎等)をもたらしたものである、とした。これは、スポーツから生じる一定の危険をあらかじめ引き受けているという、「危険の引き受け (acceptation des risques)」の法理<sup>(7)</sup>にほかならない。

(3) 本件のようなスポーツ事故において、違法と評価される行為であっても、ある事情が加わることによって違法でないとして判定されることがある。そこで、本件行為の違法性が阻却されるべきかということが問題になる。この点、スポーツから生じる一定の危険をあらかじめ引き受けているという主張にほかならない。実際、本判決では、「サッカーの試合に出場する者は、このような危険(「スパイクシューズを履いた足同士が接触し、これにより負傷する危険」)を一定程度は引き受けた上で試合に出場しているということが出来るから、たとえ故意又は過失により相手チームの選手に負傷させる行為をしたとしても、そのような行為は、社会的相当性の範囲内の行為として違法性が否定される余地がある」と解される。

問題の行為が社会的相当性の範囲の行為かどうかであろう。その判断基準として、①加害行為の態様、その方法が競技規則に照らして相当なものかどうか、②競技において通常生じる負傷の範囲内のものであるかどうか、③加害者の過失の程度はどうか、などの要素が挙げられている。これらのうち、まず③については、過失判定の中ですでに審査されており、違法性阻却の面でもち出すのは、重複する感を免れないであろう。次に②については、傷害は、通常範囲のものかどうか、常識の枠内に収まるかと同義であって(判決は、「常識的に考えて」通常生じる傷害とは認められない、と述べて)、違法性阻却の基準として機能し難いように思われる。つまり、競技中における通常傷害は、常識の枠内に入るものであるならば、違法性阻却されるのは当然の前提であって、これを超える傷害が違法性判断の対象とされるのであると考えられるからであろう。さらに、③についても、競技ルールを守っている限り、スポーツ活動は違法性を帯びないと常にいえるかについては疑問が生じるし、スポーツルールは、不法行為の要件としての判断基準になることを予定したのではなく、違法性の阻却を含めあいまいさを残して、その基準になり難いように思われる。

そうすると、スポーツ活動で生じる事故の責任を判定するに際し、[1]と[2]のように過失の判断において責任の成否を決することをおこない、違法性判断をやめるか、それとも、これをや

る場合は、スポーツに含まれる一定の危険をスポーツ参加者が引き受けると考え、例えば、本件でいえば、「サッカーは競技者同士の身体的接触による危険を内包しており、競技中に被害者が受傷した場合であっても、加害者の故意又は重大な過失が認められるような特段の事情がない限り、被害者もその危険を引き受けたものと理解し」、その引き受けを根拠に違法性が阻却されるものと解することになろう。さらには、問題の接触事故を偶発的な事故として処理する見方もありうるであらう。<sup>(8)</sup>

#### 〈注〉

- (1) 甲斐道太郎編『新現代民法入門』（2002年、法律文化社）268頁以下（奥野久雄＝執筆）。
- (2) 本判決の解説として、石井信輝『新・判例解説 Watch 21号』（2017年、日本評論社）89頁がある。
- (3) 東京地判平成30年2月28日判例タイムズ187頁（サッカーの練習試合中に行われ、相手選手の転倒及び負傷の契機となったスライディングについて、当時のプレー状況などから、相手選手との身体的接触はなく、スライディングを回避すべきであったともいえないとして、当該スライディングが不法行為に該当しないとされた事例である）。
- (4) 奥野久雄著『学校事故の責任法理Ⅱ』（2017年、法律文化社）139頁。
- (5) 判旨2判例時報2392号32頁。
- (6) 東京高判昭和58年12月12日判例時報1096号72頁。（事案は、小学6年生の体育の授業としてのサッカーの試合中、プレーヤーの1人が蹴ったボールが相手方選手の右眼に当たって外傷性網膜剥離の傷害を負わせたというもので、訴訟戦術上、事故後の保護者への報告義務違反の有無が争われた）。
- (7) 道垣内正人・早川吉尚編著『スポーツ法への招待』（2011年、ミネルヴァ書房）223頁（笠井修＝執筆）。
- (8) 子供の遊戯中の事故につき、最判昭和37年2月27日民集16巻2号407頁は、「児童が『鬼ごっこ』なる一般に容認される遊戯中…他人に加えた傷害行為は、特段の事情の認められない限り、該行為の違法性を阻却すべき事由があるものと解するのが相当である。」としているが、この傷害行為の評価について、これを偶発的な事故であるとみるものがある（坂井芳雄『最高裁判所判例解説（1962年）』72頁）。